

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	小金井市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html">http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html</a>

執行機関名 小金井市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第3の項 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号) 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成19年規則第50号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。口及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項
②事務の内容	児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る届出者及び当該届出者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 ロ	小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第2項 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		